

北九文館第42号

令和4年10月28日

北九州市個人情報保護審査会

会長 時枝 和正 様

北九州市長 北橋 健治



個人情報保護法の改正に伴う北九州市の個人情報保護制度における  
対応について（諮問）

本市では、北九州市個人情報保護条例を平成4年10月から施行し、これまで個人の権利利益の保護及び行政の適正かつ円滑な運営に努めてきたところです。

この度、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、地方公共団体についても同法に定める全国的な共通ルールが適用されることに伴い、本市においても、同法の施行までの間に、同法の趣旨・目的及び関係規程に照らして、所要の対応を講ずる必要が生じております。

つきましては、同条例第47条第2項の規定により、同法に基づき条例で定める事項等、本市の個人情報保護制度における対応の方向性について諮問いたします。